

バリ州における年末年始の新型コロナウイルス感染症対策（州知事通達第20号）

令和3年12月20日（総21第202号）

在デンパサール日本国総領事館

● 18日、バリ州知事は、年末年始の活動に関する州知事通達を発出しました。

1. 12月18日、バリ州知事は12月24日から1月2日までの年末年始期における新型コロナウイルス感染症対策に関する新たな通達（2021年州知事通達第20号）を発出しました。

2. 年末年始の特別な規制に関わる主なポイントは、以下のとおりです。

（1）公共施設、娯楽施設、モール/ショッピングセンター、レストラン/食堂、観光名所、礼拝所、その他の公共施設等の公共活動の場所で、保健プロトコルの警戒・監視を強化、及びアプリ「PuduliLindungi」を最大限活用する。

（2）バリ州への入域に関しては、内務大臣指示（2021年第66号）及び新型コロナウイルス対策ユニット通達（2021年第24号追加）の規定を適応する。

（3）年末年始はできるだけ自宅で過ごし、密を避ける。また、遠方への外出は極力避ける。

（4）新年を祝うパレードやカーニバル及び密になる可能性の高い活動は禁止とする。

（5）モールや飲食店の営業は9時から22時まで、収容率は75%以下とする。

（6）観光地の収容率は75%以下とする。

（7）クリスマス及び新年を祝う活動以外については、以下のとおり。

ア 芸術・文化の公演／パフォーマンス及びスポーツの試合は無観客で開催する。

イ その他の年末年始のイベントは、保健プロトコルを順守の上、参加者は50人以下で行う。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。

（参考）

内務大臣指示（2021年第66号）に関する12月11日付け当館お知らせ

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100272220.pdf>

新型コロナウイルス対策ユニット通達（第24号追加通達）に関する12月15日付け当館お知らせ

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100272760.pdf>